

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3042号)

令和5年12月21日

横情審答申第3042号

令和5年12月21日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和3年6月25日西生第386号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和2年度 環境衛生関係相談処理簿（令和2年8月3日相談分）」  
外10件の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、別表1に示す文書1から文書11までを一部開示とした決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「現在興行中のものに対してすべて 特定法人A横浜公演（事業所の所在地 横浜市西区特定町特定番地）について、以下の書類（1）第一種動物取扱業の登録に係る書類すべて（申請書だけではなく、添付書類や変更の届、立ち入りの記録、指導の記録等すべて）（2）特定動物の飼養・保管許可に係る書類すべて（申請書だけではなく、添付書類や変更等関連するの届すべて、立ち入りの記録、指導の記録等すべて）」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年2月26日付で行った文書1から文書11まで（以下これらを総称して「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

非開示とした部分のうち、個人の氏名、メールアドレス、電話番号、出勤予定表及び容姿については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

## (2) 旧条例第7条第2項第3号アの該当性について

非開示とした部分のうち、交付した文書の件名及び内容、法人のメールアドレス

ス、出勤予定表、当該法人からの報告事項及びその関連資料、当該法人との連絡事項及びその関連資料（名称及び内容）、施設監視結果並びに設営風景及びバックヤード部分の写真については、公にすることにより、次の理由で他の事業者との間で競争上不利益を被るなど、特定法人Aの事業活動が損なわれるおそれがあるものであることから、本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

ア 交付した文書の件名及び内容については、法人に関する情報であって、公にすることにより特定法人Aの社会的地位や利益を害するおそれがある。

イ 法人のメールアドレス及び出勤予定表については、法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、公にすることにより、特定法人Aの事業活動が損なわれるおそれがある。

なお、出勤予定表については、上記(1)により、同項第2号にも該当する。

ウ 特定法人Aからの報告事項及びその関連資料並びに特定法人Aとの連絡事項及びその関連資料については、法人に関する情報であって、特定法人Aの事業に係る取引先との情報であり、公にすることにより特定法人Aの事業活動が損なわれるおそれがある。

エ 施設監視結果については、法人の施設運営に関する内部情報であって、公にすることにより、特定法人Aの権利利益を害するおそれがある。

オ 設営風景及びバックヤード部分の写真については、法人に関する技術的ノウハウが含まれた情報であって、公にすることにより、特定法人Aの事業活動上の正当な利益を害するおそれがある。

### (3) 旧条例第7条第2項第6号の該当性について

非開示とした部分のうち、交付した文書の件名及び内容、特定法人Aからの報告事項及びその関連資料並びに特定法人Aとの連絡事項及びその関連資料（名称及び内容）については、本市が行う動物の愛護及び管理の事務において、特定法人Aとのやりとりの中で得た又は与えた情報であって、公にすることにより、今後、特定法人Aからの正確な情報の把握や必要な措置が困難になる等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから本号柱書に該当し、非開示とした。

なお、交付した文書の件名及び内容、特定法人Aからの報告事項及びその関連資料並びに特定法人Aとの連絡事項及びその関連資料（名称及び内容）の情報に

については、上記(2)ア及びウの理由により、同項第3号アにも該当する。

また、非開示とした部分のうち、施設監視結果については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。）第24条第1項の規定に基づく立入検査の事務は法人の協力を得て行うものであり、施設監視結果を公にすることにより、今後、特定法人Aからの正確な情報の把握や必要な措置が困難になる等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

なお、施設監視結果の情報については、上記(2)エの理由により、同項第3号アにも該当する。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、平成24年の横浜公演においても同様の開示請求を行っているが、開示度が大幅に低下していることについて不服申し立てをするとともに、本件処分は日本国憲法（以下「憲法」という。）で保障されている国民の「知る権利」を侵害するだけでなく、旧条例の適用を誤っており、不当である。
- (2) 動物取扱責任者の氏名は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第7条によって定められている事業所に掲示しなければならない標識に記載すべき項目、及び環境省が定める「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」によって広告に記載の義務のある項目のいずれにも含まれている。つまり動物取扱責任者の氏名は、動物取扱業者が提供するサービスを利用しようとする一般公衆に対し、公表が義務付けられている項目であり、特定法人A自ら、当初、横浜公演の広告宣伝を行う公式サイト上に氏名を記載していたのである。
- (3) 審査請求人は、常勤かつ専任でなければならない動物取扱責任者に特定法人B等の園長であるC氏が迎えられていることを知り、横浜市に指摘したため、特定法人Aは動物取扱責任者の変更を行ったのである。つまり、審査請求人は、変更前の動物取扱責任者の氏名を既に知っているものであり、公にされていた情報をことさらに非開示とする理由はない。
- (4) 特定法人Aと横浜市職員との間のメールのやりとりや、指導監視の記録において、肝要な部分が非開示となっている。横浜市が、どのような指導を特定法人A

に対して行ったのか、全く明らかになっていない。

- (5) 審査請求人は、横浜市が適正に第一種動物取扱業に係る業務を行っているのかどうかの確認をしたいと考えているのであり、非開示による知る権利の侵害は不当である。
- (6) 本件処分は、全体に渡り、憲法で保障されている国民の知る権利を侵害するだけでなく、市民の安全及び動物の福祉をないがしろにしており、違法・不当であり、全面開示を求めるものである。

## 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 第一種動物取扱業の登録に係る相談等に係る事務について

第一種動物取扱業を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地の都道府県知事（指定都市にあってはその長）の登録を受けなければならない（動愛法第10条第1項）。

また、都道府県知事は、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入らせ、飼養施設その他の物件を検査させることができることとなっている（動愛法第24条第1項）。

横浜市西福祉保健センターは、西区の区域において第一種動物取扱業を営もうとする事業所に係る第一種動物取扱業の登録に係る相談、申請書の受理、その登録に関する事務を担当する横浜市動物愛護センターへの進達等の事務を行う。また、第一種動物取扱業者の飼養施設の状況や取り扱う動物の管理の方法等を確認するため当該第一種動物取扱業者の事業所等への立入検査等を行う（動愛法第24条第1項）。なお、動愛法第24条第1項の報告及び検査の事務は、横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）の規定により、横浜市保健所長に委任されている。

- (3) 本件審査請求文書について

ア 文書1は、令和2年8月3日に特定法人Aから動物取扱業等の申請に係る相

談を受け作成した相談処理簿であり、相談者名、相談内容等が記載されている。

イ 文書2は、令和2年12月24日に特定法人Aあて交付した第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等に関する事項についての文書であり、実施機関の指導内容等が記載されている。

ウ 文書3から文書9までは、特定法人A横浜公演に係る第一種動物取扱業について、令和2年9月9日から令和3年1月15日までの期間に、実施機関と特定法人Aの間で取り交わされた第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等に関する質疑連絡等に係る電子メールであり、個人の氏名、やり取りの内容等が記載されている。

エ 文書10及び文書11は、特定法人A横浜公演に係る第一種動物取扱業者に対して実施した立入検査の記録であり、調査日、調査項目、結果等が記載されている。

オ 当審査会では、本件審査請求文書を見分の上、非開示部分について、別表2のとおり分類する。

#### (4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」について、開示しないことができることを規定している。

もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 非開示部分1には、氏名、電話番号、メールアドレス、出勤予定表、個人の写真に関する情報が記載されており、本号本文に該当する。

審査請求人は、動物取扱責任者の氏名は、公表が義務づけられており、変更前の動物取扱責任者の氏名についても、当初は特定法人Aの公式サイト上に記載されていたものであるため非開示とする理由はないと主張する。

この点について実施機関に確認したところ、動物取扱責任者の氏名は、第一

種動物取扱業者登録簿の登録事項になっており、動愛法第15条の規定により一般の閲覧に供されることになっているが、審査請求人が開示を求めているのは、本件請求があった時点で登録されている動物取扱責任者ではなく、それ以前の動物取扱責任者の氏名であるため、当該登録簿に掲載されておらず閲覧の対象ではないとのことであった。また、動愛法第18条で規定する「標識の掲示」や細目における「動物取扱業の実施に係る広告」についても、その時点での動物取扱責任者名を掲示するものであるとのことであった。

このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、変更前の動物取扱責任者の氏名は、慣行として公にされている情報とはいえないため、本号ただし書に該当しないし、その余の部分についても同様である。

(5) 旧条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 旧条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。・・・  
ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 非開示部分2には、実施機関の立入検査等に係る指導関連事項が記載されている。立入検査について実施機関に確認したところ、第一種動物取扱業に係る立入検査は、動物の管理の方法や飼養施設の規模や構造などの基準が守られているかを確認するため、新規に申請があった場合のほか、定期的な間隔で実施し、通常、何かしらの指導は行われているとのことであった。当該非開示部分には、指導内容や特定法人Aからの報告の内容が個別具体的に記述されており、これらが明らかになると、法人の信用を低下させ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当する。

しかし、非開示部分2のうち別表3に示す部分は、指導の内容ではなく指導を受けたという事実が記載されている部分であり、上記指導の状況を踏まえれば実施機関から何らかの指導が行われたという事実や当該指導に基づき報告をしたという事実のみでは、直ちに当該法人の社会的評価の低下など、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められないため、本号アに該当しない。

ウ 非開示部分3から非開示部分5までは、法人のメールアドレス、取引先の情

報、施設写真が記載されている。これらの事項は、特定法人Aのノウハウや内部管理に関する事項であり、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当する。

エ 実施機関は、非開示部分1のうち出勤予定表について、本号該当性を主張するが、上記(4)イのとおり同項第2号に該当するため、本号該当性は判断しない。

(6) 旧条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、・・・次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のあるものについては、当該行政文書を開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、非開示部分2、非開示部分4及び非開示部分5について、本号該当性を主張する。

ウ 非開示部分2のうち別表3に示す部分については、立入検査等に係る指導の状況を踏まえれば、開示することにより、特定法人Aに不信感を与え、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとまでは認められず、本号に該当しない。その余の部分については、上記(5)イ及びウのとおり、同項第3号アに該当するため、本号該当性は判断しない。

(7) その他

審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を旧条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表 1

文書名	対象行政文書
文書 1	令和 2 年度環境衛生関係相談処理簿（令和 2 年 8 月 3 日相談分）
文書 2	特定法人 A に交付した文書（令和 2 年 12 月 24 日交付）
文書 3	特定法人 A への電子メール（令和 2 年 9 月 9 日送信分）
文書 4	特定法人 A への電子メール（令和 2 年 12 月 9 日送信分）
文書 5	特定法人 A からの電子メール（令和 2 年 12 月 14 日受信分）
文書 6	特定法人 A への電子メール（令和 2 年 12 月 15 日送信分）
文書 7	特定法人 A からの電子メール（令和 3 年 1 月 13 日受信分）
文書 8	特定法人 A への電子メール（令和 3 年 1 月 14 日送信分）
文書 9	特定法人 A からの電子メール（令和 3 年 1 月 15 日受信分）
文書 10	動物取扱業監視票及び監視時の写真（令和 2 年 12 月 24 日監視分）
文書 11	動物取扱業監視票（令和 2 年 12 月 28 日及び令和 3 年 1 月 5 日監視分）

別表 2 非開示部分

非開示部分	非開示の内容	非開示理由	対象文書
非開示部分 1	氏名、電話番号、メールアドレス、出勤予定表及び個人の写真	旧条例第 7 条第 2 項第 2 号	文書 1 及び文書 3 から文書 10 まで
非開示部分 2	指導関連事項	旧条例第 7 条第 2 項第 3 号ア	文書 2 及び文書 7 から文書 11 まで
非開示部分 3	法人のメールアドレス	旧条例第 7 条第 2 項第 3 号ア	文書 4
非開示部分 4	取引先の情報	旧条例第 7 条第 2 項第 3 号ア	文書 7 から文書 9 まで
非開示部分 5	施設写真	旧条例第 7 条第 2 項第 3 号ア	文書 10

別表 3 非開示部分のうち開示すべき部分

非開示部分	開示すべき部分	対象文書
非開示部分 2	1 頁目非開示部分 1 行目及び 2 行目の全て	文書 2
非開示部分 2	2 頁目非開示部分 1 行目の全て	文書 7
非開示部分 2	4 頁目非開示部分 1 行目の全て	文書 9

(注意)

文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 6 月 25 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 5 年 6 月 15 日 (第294回第三部会)	・ 審議
令和 5 年 8 月 17 日 (第296回第三部会)	・ 審議
令和 5 年 9 月 21 日 (第297回第三部会)	・ 審議
令和 5 年 10 月 19 日 (第298回第三部会)	・ 審議
令和 5 年 11 月 27 日 (第299回第三部会)	・ 審議